提出書類一覧

○…必要 △…該当する場合に必要

事物の徒叫	公共交通空白地有償運送					
書類の種別	新規	更新	変更	軽微な変更	様式	
登録申請書	0				様式第1-1号	
更新登録申請書		0			様式第1-2号	
変更登録申請書			0		様式第1-3号	
軽微な変更届出				0	様式第1-4号	
路線図(又は区域図)	0	0	\triangle	\triangle		
定款又は寄付行為<写し>	0	0		\triangle		
登記事項証明書	0	0		\triangle		
役員の名簿【登記事項証明書により確認できる場合は不要】	0	0		\triangle		
自動車の使用権原を証する書類:自動車検査証<写し>	0	0		\triangle		
自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	0	0		\triangle	参考様式第イ号	
持込み自動車の契約書等【持込み車両の場合】	\triangle	Δ		\triangle		
欠格事項に該当しない旨を証する宣誓書【市町村は提出不要】	0	0		\triangle	様式第3号	
運営協議会において協議が整ったことを証する書類【市町村が発出】	\circ	0	0		様式第1-5号	
運転者等就任承諾書兼就任予定者名簿	0	0			様式第4号	
運転免許証(表裏とも) <写し>	\circ	0				
講習修了を証する書類<写し>		0 0				
【第二種運転免許を受けていない場合に限る】						
事業者協力型自家用有償運送旅客運送に係る宣誓書	\triangle	\triangle			様式第5号	
運行管理の責任者の就任承諾書	0	0			様式第6号	
運行管理者資格証等<写し>【5両以上の車両を配置する場合】	\triangle	\triangle				
運行管理の体制等を記載した書類	0	0			様式第7号	
保険証書等<写し>	0	0		\triangle		
任意保険に係る宣誓書	Δ	\triangle			様式第8号	
【保険証等の写しが添付できない場合】					探 八	
任意保険に係る宣誓書	Δ	\triangle			様式第9号	
【事業者協力型自家用有償運送旅客運送の場合】		\triangle			がかかりつ	
登録証(原本)		0	0	\triangle		
運送しようとする旅客の名簿						

				R2制度改正反映				
福祉有償運送								
新規	更新	変更	軽微な変更	様式				
0				様式第2-1号				
	0			様式第2-2号				
		0		様式第2-3号				
			\circ	様式第2-4号				
0	\circ		\triangle					
0	0		\triangle					
0	0		Δ					
0	0		Δ					
0	0		Δ	参考様式第イ号				
Δ	Δ		Δ					
0	0		Δ	様式第3号				
0	0	0		様式第2-5号				
0	0			様式第4号				
0	0							
0	0							
\triangle	\triangle			様式第5号				
\circ	\circ			様式第6号				
Δ	\triangle							
0	\circ			様式第7号				
0	0		Δ					
Δ	Δ			様式第8号				
Δ	Δ			様式第9号				
	\circ	\circ	\triangle					
\circ	\circ		\circ					

<変更登録と軽微な変更の届出について>

変更登録が必要な場合 軽微な変更の届出が必要な場合 ① 路線の延長、増加又は変更(既存路線を短縮する場合を除く。) ①申請者の名称、住所、代表者の氏名 ② 運送の区域の拡大又は変更(減少することとなる場合を除く。)※ ②自家用有償旅客運送の種別 ③ 運送の種別(既に交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送 (交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限 を行わないこととする場合を除く。) ④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更 ③路線 (減少した場合に限る) ⑤ 運送しようとする旅客の範囲(縮小する場合を除く。) ④運送の区域 (減少した場合に限る) ⑤事務所の名称及び位置 ※運送の区域を定めて交通空白地有償運送を実施する市町村において、登録後において市町村合併が実 ⑥事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数 施された場合であっても、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域の拡大を ⑦運送しようとする旅客の範囲 (縮小した場合に限る) 行う場合にあっては、合併後の市町村が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を ⑧事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称・住所 受けることを要するものとする。